

日産でんき約款(低圧)【中国電力エリア】 (2025 年 10月 1日実施)

日産でんき約款

(低圧)【中国電力エリア】

2025年10月1日実施

日産トレーディング株式会社
(小売電気事業者 登録番号：A0220)

目次

I 総則

1 適用	1
2 定義	2
3 単位および端数処理	3
4 本約款等の変更等	4
5 実施細目	4

II 電気需給契約申込み

6 電気需給契約の申込み	5
7 需要場所	5
8 電気需給契約の成立	5
9 電気需給契約の契約期間	5
10 電気需給契約の単位	5
11 電気の需給開始	5
12 供給の単位	6

III 電気料金メニュー等

13 電気料金メニュー	7
14 付帯メニュー	7
15 オプションサービス	7

IV 電気料金の計算および支払い

16 料金の適用開始の時期	8
17 電気の検針	8
18 料金の算定期間	8
19 電気の計量と使用電力量の計算	8
20 電気料金の算定	9
21 日割計算	9
22 支払義務発生日	9
23 支払期日	9
24 支払方法	9
25 請求書等の発行	10
26 債権譲渡	10
27 延滞利息	10

V 電気の使用および供給

28 適正契約の保持	11
29 違約金	11

30 使用の制限もしくは中止	11
31 損害賠償の免責	11
32 設備の賠償	12

VI 電気需給契約の変更および解約

33 電気需給契約の変更	13
34 電気需給契約名義の変更	13
35 需給開始後の需給契約の解約または変更に伴う料金の精算	13
36 お客さまからの電気需給契約の解約	13
37 当社からの電気需給契約の解約等	14
38 電気需給契約消滅後の債権債務関係	15

VII 供給方法および工事等

39 供給方法および工事	16
40 工事費負担金等相当額の申受け等	16

VIII その他

41 専属的合意管轄裁判所	17
42 反社会勢力の排除	17
43 守秘義務	17
44 信用情報の共有	18

付則

1 本約款の実施期日	19
------------	----

別表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金	20
2 燃料費等調整	20
3 燃料費調整	21
4 離島ユニバーサルサービス調整	22
5 日割計算の計算式	24

I. 総 則

1. 適用

- (1) この日産でんき約款（低圧）【中国電力エリア】（以下、下線部を「本約款」といいます。）は、日産トレーディング株式会社（以下、下線部を「当社」といいます。）が、電気事業法第2条の2および第2条の4で登録された小売電気事業者として、低圧で電気の供給を受ける需要に応じ、一般送配電事業者の託送供給等約款（以下、下線部を「託送約款」といいます。）に定める託送供給により、電気を小売するときの需給条件を定めたものです。
- (2) 本約款は、次に記載された地域に適用します。
中国電力エリア管内
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部
- (3) 当社は、本約款を電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用せず、電気の供給を行わないものとします。

2. 定義

次の言葉は、本約款、付帯メニュー、オプションサービス（以下、下線部を総称して「本約款等」といいます。）においてそれぞれ次の意味で使用します。

(1) 一般送配電事業者

1. （適用）(2)において定める地域の一般送配電事業を営むことについて、経済産業大臣が電気事業法第3条に基づき許可した事業者をいいます。

(2) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(3) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の他、LED器具を含む照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力機器

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 契約電力等

契約容量および契約電力を総称したものをいいます。

(11) 電気料金メニュー

料金メニュー表に定める基本料金単価、最低料金、電力量料金単価等お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件をいいます。

(12) 付帯メニュー

電気料金メニューごとに付帯する割引等の条件をいいます。

(13) オプションサービス

当社または当社が委託するサービス提供会社が提供するサービスをいいます。

(14) 電気料金

本約款にもとづき、電気料金メニューを適用し、お客さまの電気のご使用状況に応じて計算される料金をいいます。

(15) 供給条件の説明

電気事業法第2条の13に定める電気料金その他供給条件の説明をいいます。

(16) 契約締結前の書面交付

電気事業法第2条の13に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(17) 契約締結後の書面交付

電気事業法第2条の14に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。

(18) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

(19) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、下線部を「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(20) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(21) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価格の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日(閏年の場合29日)までの期間をいいます。

3. 単位および端数処理

(1) 本約款等において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- ① 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ② 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ③ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- ④ 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- ⑤ 電気料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

4. 本約款等の変更等

- (1) 当社は、本約款等に関して、託送約款が改定された場合、関係法令・条例・規則が改正された場合、消費税および地方税の税率が変更された場合、燃料費の高騰などにより約款変更が必要な場合、社会的経済的に当社に大きな影響を及ぼす事象の発生した場合、またはその恐れがある場合、その他当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定に従い、本約款等を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの需給条件や電気料金等は、変更後の本約款等によります。なお、当社は、本約款等を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款等および変更の効力発生日を、一定期間当社のウェブサイトに掲載することでお知らせするものとし、関係法令等において許容される限りにおいて、お客さまへの供給条件の変更に関する書面の交付は省略するものいたします。
- (2) 本約款等の変更その他の事情により電気需給契約を変更する場合、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ① 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、当社ウェブサイト上での開示または電子メール・SMSの送信その他当社が適当と判断した方法（以下、下線部を総称して「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載します。
- (3) 本約款等の変更その他の事情による電気需給契約の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとまなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明し、契約締結後の書面交付を行わないことについてあらかじめ承諾していただきます。

5. 実施細目

低圧の電気需給契約は、特別な場合を除き本約款に基づき実施するものいたします。

II. 電気需給契約申込み

6. 電気需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに当社との電気需給契約を希望される場合は、原則としてご本人から、あらかじめ本約款等を承認のうえ、電気料金メニューを1つ選択し、当社所定の方法により必要事項を明らかにして申込みいただきます。
- (2) 申込みにあたり、お客さまは、託送約款で定める需要者に関する事項について遵守していただきます。

7. 需要場所

需要場所は、託送約款に定めるところによるものとします。

8. 電気需給契約の成立

- (1) 電気需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立します。ただし、一般送配電事業者との接続供給契約が調わない等の事情によるやむをえない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日に遡って電気需給契約を解約することがあります。
- (2) 当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、当社の設定する与信基準等により、電気需給契約の申込みを承諾できない場合があります。

9. 電気需給契約の契約期間

契約期間は、電気需給契約が成立した日から、解約等により電気需給契約が消滅する日までとします。

10. 電気需給契約の単位

- (1) 当社は、電気の1需要場所について、原則1電気需給契約を締結します。
- (2) 1電気需給契約には、お客さまが選択した1電気料金メニューを適用するものとし、適用条件を満たす場合には、付帯メニューを適用します。

11. 電気の需給開始

- (1) 当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給の単位

当社は、託送約款に定めるところにより、原則として、1電気需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給します。

III. 電気料金メニュー等

13. 電気料金メニュー

電気料金メニューごとの料金その他の供給条件は、料金メニュー表に記載のとおりとします。

14. 付帯メニュー

当社は、電気料金メニューに付帯して付帯メニューを提供することがあります。この場合の詳細事項は、料金メニュー表、付帯メニュー定義書または別途定める規約にて定めま

す。

15. オプションサービス

- (1) お客さまは、当社または当社が委託するサービス提供会社がオプションサービスを提供する場合には、別途定めるサービス規約に従ってご利用いただけます。
- (2) オプションサービスの適用条件、適用期間等の内容については、その変更や中止等も含めて、当社または当社が委託するサービス提供会社のウェブサイト等でお知らせします。

IV. 電気料金の計算および支払い

16. 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始日から適用いたします

17. 電気の検針

- (1) 電気の検針は、月ごとに一般送配電事業者が行います。
- (2) 月ごとの電気の検針日または計量日（以下、下線部を総称して「計量日」といいます。）は、お客さまの属する区域に応じて一般送配電事業者が定めます。
- (3) 一般送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別の事情がある場合、お客さまが不在等のために検針できなかった場合など、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた計量日に電気の検針を行なったものとします。

18. 料金の算定期間

- (1) 電気料金の算定期間は、託送約款に定める計量期間または検針期間等（以下、下線部を「計量期間等」といいます。）とし、当該計量期間等の使用電力量（以下、下線部を「当月の使用電力量」といいます。）をもとに、電気料金を計算します。ただし、電気の需給を開始した場合は、需給開始日から需給開始日を含む計量期間等の終期までの期間、電気需給契約が消滅した場合は、消滅日の前日を含む計量期間等の始期から消滅日の前日までの期間、電気の需給を開始し消滅した場合は、需給開始日から消滅日の前日までの期間とします。
- (2) お客さまが電気料金メニューの変更を申し込まれ、または契約電力等の変更を申し込まれ、当社がこれを承諾した場合には、変更後の電気料金メニューまたは契約電力等に基づく電気料金は、原則として、変更を承諾した後に到来する最初の計量日よりはじまる電気料金の算定期間から適用いたします。ただし、契約電力等を変更するために工事等を行う必要がある場合は、当該工事等が完了した日から変更後の契約電力等に基づく電気料金を適用することがあります。

19. 電気の計量と使用電力量の計算

- (1) お客さまの使用電力量、最大需要電力は、原則として、一般送配電事業者が取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量し、その計量の結果は、計量日以降に当社に通知されます。
- (2) 電気の検針を行わなかった場合や計量器の故障等によって一般送配電事業者が使用電力量または最大需要電力等を正しく計量できなかった場合には、使用電力量または最大需要電力等は、原則、託送約款に定める協定基準に則り、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (3) 当社は、(1)および(2)をもとに、電気料金メニューごとに必要な日区分、時間区分ごとの使用電力量の計算を行います。

20. 電気料金の算定

- (1) 電気料金は、次の場合を除き、電気料金の算定期間を1ヵ月として算定いたします。
- ① 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合
 - ② 契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 電気料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。また、電気料金メニューに加え、付帯メニューが適用される場合、その全てを反映して電気料金を計算します。

21. 日割計算

当社は、20.（電気料金の算定）(1) ①または②の場合は、別表5（日割計算の計算式）により料金を算定いたします。

22. 支払義務発生日

1ヵ月の電気料金の支払義務発生日（電気料金についてお客さまと当社との間で具体的な債権債務が確定した日をいいます。）は、計量日の属する月の翌月11日とします。ただし、電気需給契約が消滅した場合の、最後の計量期間等の始期から消滅日までの電気料金の支払義務発生日は、消滅日が属する月の翌月11日とします。

23. 支払期日

電気料金は支払期日までに支払っていただきます。1ヵ月の電気料金の支払期日および電気需給契約が消滅した場合における最後の計量期間等の始期から消滅日までの電気料金の支払期日は、支払義務発生日から20日を経過した日とします。

24. 支払方法

- (1) 電気料金については毎月、①または②のうち、お客さまにご指定いただいた方法により支払っていただきます。
- ① お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ② お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- (2) お客さまが電気料金を支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- ① (1)①により支払われる場合は、電気料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ② (1)②により支払われる場合は、原則として、電気料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

- (3) 当社は、お客さまにお支払いいただいた電気料金に過不足があることが判明した場合、使用電力量および請求金額の訂正その他過不足が生じた事由の如何にかかわらず、その支払い過剰額または不足額を遅滞なくお客さまにお知らせし、原則お知らせした日の属する月の翌月以降に支払期日が到来する電気料金と精算いたします（精算時に当該電気料金の支払期日が到来しているか否かを問いません。）。
- (4) 電気料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

25. 請求書等の発行

請求書等は原則発行しないものとし、当社マイページ上での開示とさせていただきます。

26. 債権譲渡

当社は当社指定の金融機関に債権譲渡し、お客さまは当該債権譲渡について、異議なくご承諾いただくものとします。

27. 延滞利息

- (1) お客さまが電気料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、電気料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる電気料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。

V. 電気の使用および供給

28. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、お客さまにすみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

29. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合で、電気料金の全部または一部の支払いを免れたときには、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお客さまから申し受けます。なお、この免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額とします。
- (2) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6ヵ月以内で当社が決定した期間といたします。

30. 使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、一般送配電事業者の都合等により、供給時間中にお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - ① 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ② 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合
 - ③ 一般送配電事業者がその他電気の需給上または保安上必要があると判断した場合
 - ④ 非常変災の場合
 - ⑤ その他託送約款に定めのある場合

31. 損害賠償の免責

- (1) 30. (使用の制限もしくは中止) によって電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負わず、また、お客さまの電気料金その他の債務の減免を行いません。
- (2) 37. (当社からの電気需給契約の解約等) によって電気需給契約を解約した場合または電気需給契約が消滅した場合には、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 当社がお客さまの受けた損害について賠償の責めを負う場合であっても、当社が賠償する損害の範囲は、当社に故意または重過失がある場合を除き、逸失利益を除く通常かつ現実の損害に限るものといたします。

32. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によってその需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、一般送配電事業者から当社に請求のあった金額を、賠償金としてお客さまから申し受けます。

VI. 電気需給契約の変更および解約

33. 電気需給契約の変更

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、6.（電気需給契約の申込み）に定める新たに電気需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

34. 電気需給契約名義の変更

新たなお客さまが、従前のお客さまの電気需給契約に関するすべての権利義務を受け継ぎ、当社との電気需給契約の継続を希望する場合は、当社所定の方法により契約名義の変更をしていただきます。この場合、原則としてお客さまご自身により当社マイページ上で当社所定の方法により変更していただくものといたします。

35. 需給開始後の需給契約の解約または変更に伴う料金の精算

お客さまが、契約電力等を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気需給契約の解約、または契約電力等を減少しようとする場合において、託送約款に定める精算金が発生したときは、当社はその金額をお客さまより申し受けます。

36. お客さまからの電気需給契約の解約

(1) 引越し（転出）等の理由による電気需給契約の解約

- ① お客さまが、引越し等の理由により電気需給契約を解約しようとする場合は、あらかじめその解約を希望する日（以下、下線部を「解約希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。当社は、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、解約希望日に電気需給契約を解約するために必要な手続きを行います。
- ② 当社は、以下の場合を除き、お客さまが申し出た解約希望日を電気需給契約の解約日とします。
 - (イ) 当社がお客さまの解約の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日を解約日とします。
 - (ロ) 当社の責めとならない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により電気需給契約を解約するために必要な処置ができない場合は、電気需給契約は解約するための処置が可能となった日を解約日とします。

(2) 他の小売電気事業者への契約切り替えによる解約

- ① お客さまが当社との電気需給契約を解約し、新たに他の小売電気事業者から電気の供給を受ける場合には、新たな小売電気事業者に対し契約の申し込みをしていただきます。当社は、当該小売電気事業者からの依頼を受け、お客さまと当社との電気需給契約を解約するために必要な処置を行います。
- ② この場合、電気需給契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日を解約日とします。

37. 当社からの電気需給契約の解約等

(1) 当社は、次の場合には、電気需給契約を解約することがあります。なお、原則として事前にその旨をお客さまにお知らせします。

- ① お客さまが次のいずれかに該当する場合
 - (イ) 電気料金を支払期日を15日経過してなお支払われない場合
 - (ロ) 本約款等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務（工事費負担金等）を履行しない場合
- ② お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者が託送供給を停止した場合またはその恐れがある事実が判明した場合
 - (イ) お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合
 - (ロ) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
 - (ハ) 一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
 - (ニ) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - (ホ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じない場合
 - (ヘ) 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用した場合
- ③ お客さまが以下のいずれかに該当した場合
 - (イ) 仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合
 - (ロ) 破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合
 - (ハ) 支払停止の状態に陥った場合
 - (ニ) 手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合
 - (ホ) その他信用状態が悪化し、もしくはその恐れがあると認められる理由があるとき
 - (ヘ) お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき
 - (ト) 本約款等および託送約款、関連法令・条例・規則等に反した場合
 - (フ) お客さまが、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行った場合
 - i. 暴力的な要求行為
 - ii. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - iii. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - iv. 長時間に及ぶ理不尽な電話、大量の電子メール等により、当社の正常な業務を妨害する行為
 - v. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(2) お客さまが、36.（お客さまからの電気需給契約の解約）(1)による申し出をされないで、その

需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に電気需給契約は消滅するものといたします。

- (3) 当社は、電気の供給が不可能または著しく困難な場合等には、当社から電気需給契約を解約することがあります。なお、原則として事前にその旨をお客さまにお知らせします。

38. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約中の電気料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅しません。なお、これには支払義務発生日の到来していないものも含まれます。

VII. 供給方法および工事等

39. 供給方法および工事

一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまが電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款に定めるところによるものといたします。

40. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 一般送配電事業者から、託送約款にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成后、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消または変更される場合で、一般送配電事業者から託送約款にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

VIII. その他

41. 専属的合意管轄裁判所

電気需給契約にかかわる訴訟については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

42. 反社会勢力の排除

(1) お客さまおよび当社は、電気需給契約成立時において、自己または自己の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等その他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます。）および以下の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) お客さまおよび当社は、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

(3) お客さまおよび当社は、相手方が(1)または(2)に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとし、当該解除により相手方が被った損害につき、一切の義務および責任を負わないものとします。

43. 守秘義務

(1) お客さまは、電気需給契約の締結により知りえた当社の秘密情報を厳に秘密として保持し、第三者に対して開示または漏洩してはならないものとします。

(2) 当社は、お客さまの氏名、名称、電話番号、住所、契約種別等、支払状況、電気の利用状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。以下、下線部を総称して「お客さまに係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「個人情報保護方針」といいます。）を定め、これを当社のウェブサイト等において開示します。

- (3) 当社は、お客さまに係る個人情報について、今後の電気需給業務その他関連する業務の健全な運営またはお客さまの利便性向上等を目的として、個人情報保護方針に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用いたします。
- (4) 前項の定めによるほか、当社は、お客さまに係る個人情報について個人情報の保護に関する法律および関連法令等、個人情報保護方針に基づき、当社が指定する共同利用者と共同で利用し、また当社が指定する第三者へ提供する場合があります。
- (5) 当社は、お客さまの電気料金債権を26.（債権譲渡）に基づき当社指定金融機関に債権譲渡した場合は、当該金融機関に対し、お客さまに係る個人情報を必要な範囲で提供いたします。

44. 信用情報の共有

当社は、お客さまが電気需給契約に基づいて支払いを要することとなった電気料金その他の債務について支払期日を経過してなお支払われない場合には、お客さまの氏名、住所、支払い状況等の情報を他の小売電気事業者等に通知することがあります。

付則

1. 本約款の実施期日

本約款は、2025年10月1日にver.1.0.0として実施します。

別表

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項にて定められる金額とします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

(イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1ヵ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量（1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。）までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(イ)にかかわらず、(イ)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費等調整

(1) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、別表3（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整単価および別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を合計したものといたします。

(2) 燃料費等調整額の算定

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(1)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。ただし、最低料金を設定している契約種別のお客さまについては、最低料金適用電力量（1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。）までは、最低料金に適用される燃料費等調整単価といたします。

(3) 燃料費等調整単価のお知らせ

当社は、各月ごとに定めた燃料費等調整単価を、当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。

3. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

$$\text{調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1000}$$

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均

燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

また、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から11月30日までの期間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎年10月 1 日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月 1 日から翌年の 1月31日までの 期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月 1 日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

イ. 最低料金を設定している契約種別の場合

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3.185円
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	0.212円

ロ. イ以外の場合

1キロワット時につき	0.212円
------------	--------

4. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ. 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入

いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、離島平均燃料価格の上限は119,000円とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1 位で四捨五入いたします。

$$\text{調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,300\text{円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1000}$$

ハ. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

また、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、別表3(燃料費調整)(1)ニに準じるものとします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

イ. 最低料金を設定している契約種別の場合

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	0.017円
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	0.001円

ロ. イ以外の場合

1キロワット時につき	0.001円
------------	--------

5. 日割計算の計算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりとします。

イ. 基本料金、最低料金、最低料金に適用される燃料費等調整額または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、上記算定式による基本料金、最低料金、最低料金に適用される燃料費等調整額または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 銭とし、その端数は、切り捨てます。

ロ. 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(i) 最低料金を設定している契約種別の場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 15 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金、最低料金に適用される燃料費等調整額または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ii) (i)以外の場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(iii) (i)または(ii)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および

第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ. 日割計算に応じて電力量料金、燃料費等調整額（最低料金に適用される燃料費等調整額を除きます。）および再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ. イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ. 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数とします。

ロ. 電気需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数とします。